

中小企業再生支援指針

（平成十五年四月二十一日）
経済産業省告示第百四十八号

一部改正：平成十六年六月三十日経済産業省告示第二百二十三号
平成十六年七月一日施行

産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第二十九条第一項の規定に基づき、中小企業再生支援指針を次のように定めたので、同法第二十九条第五項の規定に基づき公表する。

第一 中小企業の活力の再生の支援に関する基本的事項

- （1）我が国産業の再生を図っていくためには、地域の経済活力や雇用について大きな役割を果たす中小企業の活力の再生が不可欠である。現下の厳しい経済情勢においては、そうした中小企業の活力の再生支援を迅速かつ適確に行うことが重要な政策課題となっている。
- （2）中小企業の活力の再生支援に当たっては、極めて数が多く、業種・企業形態も多種多様であり、地域性も強いという中小企業の特性を踏まえ、きめ細かに対応していくことが重要である。
- （3）個々の中小企業が再生を果たすには早期発見、早期着手が極めて重要であることから、中小企業の活力の再生支援に当たっては、必ずしも経営状態の悪化が過剰債務等の形で表面化していなくても、悪化の恐れがある場合には、早い段階で事業の見直しや財務の改善を通じた経営改善を促し、健全な企業体としての生産性の向上及び企業活動の継続を支援していくことが重要である。
- （4）国、地方公共団体、中小企業基盤整備機構、商工会、都道府県商工会連合会、商工会議所及び中小企業支援法第七条第一項に規定する指定法人（以下「都道府県等中小企業支援センター」という。）等は、相互に連携するとともに、金融機関を含む中小企業の再生支援に関連する地域の様々な関係者の連携を図り、既存施策を十分に活用しつつ、中小企業の活力の再生支援に努めることが重要である。

第二 中小企業の活力の再生の支援内容に関する事項**1. 国が講ずべき支援措置**

- （1）国は、中小企業の活力の再生支援に資するため、政府系金融機関を通じた金融支援、信用保証の活用による円滑な資金供給、再生支援を行う人材の育成、新事業の開拓や販路の開拓の支援など中小企業の活力の再生に資する種々の施策を総合的に実施する。
- （2）国は、これらの施策を講じるに当たっては、各種の支援策を適切に組み合わせて活用できるよう、施策情報のわかりやすい提供を図るとともに、施策の柔軟な運用に努めるものとする。

2. 地方公共団体が講ずべき支援措置

- (1) 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえ、中小企業支援策を実施するものとする。
- (2) 地方公共団体は、これらの施策の実施に当たっては、それぞれの地域の中小企業の特性を考慮し、それに適した施策を重点的に実施するなど、施策の効果的な運用に努めるものとする。

3. 中小企業基盤整備機構が講ずべき支援措置

- (1) 中小企業基盤整備機構は、地方公共団体、産業活力再生特別措置法（以下「法」という。）第29条の2第2項に規定する認定支援機関（以下「認定支援機関」という。）その他の中小企業支援機関との連携を強化しつつ、中小企業に対する情報提供、助言等により再生に向けた取組を支援するものとする。
- (2) 中小企業基盤整備機構は、CRD（中小企業信用リスク情報データベース）を活用した自己診断システム等を整備し、広く中小企業者に提供することにより、中小企業者が早期に再生に向けた取組を行うよう促すものとする。
- (3) 中小企業基盤整備機構は、法第29条の8に基づき、法第16条の2第4項に掲げる投資事業を行う投資事業有限責任組合（以下「再生ファンド」という。）への出資事業を通じて、再生に取り組む中小企業に対する資金供給の円滑化を図る。
- (4) 中小企業基盤整備機構は、中小企業大学校において、認定支援機関その他の中小企業支援機関の職員等に対する研修事業を行うものとする。

4. 認定支援機関が講ずべき支援措置

- (1) 認定支援機関は、その設置した中小企業再生支援協議会の決定又は助言にのっとり、地域における個々の中小企業の特性を十分に踏まえつつ、中小企業再生支援業務を適正かつ確実に行う。
- (2) 認定支援機関は、幅広く中小企業者の相談を受けるとともに、必要に応じて他の中小企業支援機関又は既存の中小企業支援策を紹介しつつ、それぞれの中小企業の再生に向けた取組を促す。
- (3) 認定支援機関は、過剰債務、過剰設備等により財務内容の悪化、生産性の低下等が生じ、本業の経営に支障が生じている中小企業を対象に、当該企業の依頼に応じて、必要があると認める場合に再生計画の作成及び実行に係る支援を行う。
- (4) 認定支援機関は、再生計画の作成支援に当たって、弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士等の外部専門家を有効に活用するとともに、多数に及ぶ関係者との調整が円滑に進むよう取引金融機関や取引企業等の協力の確保に努める。
- (5) 認定支援機関は、政府系金融機関と民間金融機関等の効果的な連携を図り、中小企業の活力の再生のための資金供給の円滑化に努める。
- (6) 認定支援機関は、中小企業者に対し、経営悪化時の早期対応の必要性や再生のための手法等に関する研修の実施に努めるとともに、中小企業支援機関の職員等に対し、中小企業の活力の再生を支援するための手法や考慮事項等に関する研修を行う。
- (7) 認定支援機関は、中小企業の活力の再生支援に係る成功事例、専門家情報、各種の施策情報等、必要な情報の収集に努めるとともに、中小企業の活力の再生支援に当た

って有効な手法等について調査研究を行い、その成果の普及を図る。

第三 中小企業の活力の再生の支援体制に関する事項

1. 国が整備する支援体制

- (1) 国は、各地域において中小企業再生支援協議会の設置その他の適切な支援体制が構築されるよう資金の確保に努めるなどの必要な措置を講じる。
- (2) 国は、認定支援機関の事業の適切な運営を支援するため、認定支援機関の定期的な連絡会議の開催、成功事例等のデータベースの作成などを行い、認定支援機関の専門家等の相互の連携を図るとともに、景況や各産業の業況、雇用情勢等の幅広い経済状況に関する情報収集、情報交換を促進する。
- (3) 国は、経済産業局、財務局等の国の地方支分局、地方公共団体、中小企業基盤整備機構、認定支援機関その他の関係者の連携体制の構築に努める。また、必要に応じて、認定支援機関と産業再生機構及び整理回収機構との連携を図るものとする。

2. 地方公共団体が整備する支援体制

- (1) 地方公共団体は、国、中小企業基盤整備機構及び認定支援機関との連携を保ちつつ、都道府県等中小企業支援センター等を活用し、当該区域内の様々な中小企業支援機関の連携を図る。また、必要に応じて、他の地方公共団体又は他の地域の認定支援機関との連携を図るものとする。
- (2) 都道府県は、認定支援機関の事業の適切な運営に向け、人材の確保に努めるとともに、助言、支援等を行う。

3. 中小企業基盤整備機構が整備する支援体制

- (1) 中小企業基盤整備機構は、広く中小企業者向けに構築した自己診断システム及びM & A マッチングサポートシステムに加え、CRDを活用して中小企業の再生計画作成を支援する診断システムを整備し、認定支援機関に配置するなどし、その活動をサポートする体制を構築する。
- (2) 中小企業基盤整備機構は、中小企業向けの再生ファンドへの出資業務を行うに当たって、必要に応じて認定支援機関へ委託して同業務の実施に必要な調査を行うとともに、認定支援機関の中小企業再生支援業務のために必要な場合には再生ファンドを紹介するなど、認定支援機関との連携を図る。

4. 認定支援機関が整備する支援体制

- (1) 認定支援機関は、国、地方公共団体及び中小企業基盤整備機構等と相互に連携して、適正かつ確実に中小企業再生支援業務を行うことができる体制を構築する。また、対象地域の中小企業者にとっての利便性の向上を図るため、対象地域内の他の中小企業支援機関の協力を得るなどして活用しやすい体制の構築に努める。
- (2) 認定支援機関は、同機関の長その他、政府系金融機関、地域金融機関等の金融関係者、地域のその他の中小企業支援機関、中小企業再生支援業務に係る専門家等の代表者等から構成される中小企業再生支援協議会を設置する。
- (3) 認定支援機関は、幅広く中小企業者の相談を受けるため、企業や事業の再生に関する専門的知識又は経験を有する支援業務実施専門家を複数名配置する。支援業務実施専門家の選任に当たっては、経済産業局、都道府県及び様々な中小企業支援機関等の

協力のもと、有能かつ熱意ある人材を確保することに努める。

- (4) 認定支援機関は、自身が保有する支援機能、人材及びノウハウに加えて、企業再生に係る専門的知識又は経験を有する弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士等の専門家及び企業OB等の外部人材を有効に活用し、柔軟な支援体制を構築するものとする。また、認定支援機関は、再生計画の作成支援等を行う場合には、必要に応じて関係者、専門家からなる支援チームを編成するものとする。
- (5) 認定支援機関においては、認定支援機関の役職員及び中小企業再生支援協議会の委員（これらの職にあった者も含む。）に課せられている秘密保持義務の遵守を万全のものとするため、徹底した管理体制を構築する。
- (6) 認定支援機関は、中小企業者又は中小企業支援機関の職員等に対し、中小企業の活力の再生等に関する研修を実施するための体制を整備することとし、必要に応じて中小企業大学校等外部の研修機関との連携を図る。

第四 その他中小企業の活力の再生の支援に関し配慮すべき事項

1. 適切なフォローアップ

認定支援機関は、個々の中小企業に対して具体的に講じた支援措置のフォローアップと情報管理を適切に行うために、一元的かつ継続的な記録の仕組みを構築することが望ましい。

2. 再生支援の専門人材・知見の充実

- (1) 国、地方公共団体、中小企業基盤整備機構及び認定支援機関等は、中小企業の再生支援を行う専門家の育成・強化のため、研修カリキュラムの充実等を図ることが重要である。
- (2) 認定支援機関においては、弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士等の専門家など地域の人材を有効に組み合わせて活用し、地域における中小企業の再生に関する知見の蓄積を図ることが重要である。

3. 中小企業再生支援業務の実施に係る周知の必要性

国、地方公共団体、中小企業基盤整備機構及び認定支援機関等は、中小企業の活力の再生を支援するための業務について、セミナーの開催やパンフレットの配布などにより、中小企業者に対し周知徹底を図り、中小企業者が本事業を活用し、再生に向けた努力を行うよう促すことが重要である。

4. 雇用への配慮

中小企業が再生に向けた取組を実施するに当たっては、その雇用する従業員の理解と協力を得ることが取組の実効をあげる上で重要であることにかんがみ、認定支援機関その他の中小企業支援機関は、その周知を図るとともに、再生を図る中小企業がその従業員の失業の予防その他雇用の安定に配慮するよう促すことが重要である。